

## 【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年9月17日
【報告者の名称】	株式会社新生銀行
【報告者の所在地】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部セクションヘッド 平山 實
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行大阪支店 （大阪市北区小松原町2番4号） 株式会社新生銀行名古屋支店 （名古屋市中村区名駅三丁目28番12号） 株式会社新生銀行大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目9番地1） 株式会社新生銀行柏支店 （千葉県柏市柏一丁目4番3号） 株式会社新生銀行横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目1番1号） 株式会社新生銀行神戸支店 （神戸市中央区三宮町三丁目7番6号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

- （注1） 本書中の「当行」とは、株式会社新生銀行をいいます。
- （注2） 本書中の「公開買付者」とは、SBI地銀ホールディングス株式会社をいいます。
- （注3） 本書中の「SBIHD」とは、SBIホールディングス株式会社をいいます。
- （注4） 本書中の「SBIHDら」とは、公開買付者及びSBIHDを総称していいます。
- （注5） 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- （注6） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注7） 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注8） 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- （注9） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- （注10） 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 SBI地銀ホールディングス株式会社  
所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号

## 2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

## 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当行は、公開買付者より2021年9月10日に開始された当行の普通株式（以下「当行株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保いたします。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当行は、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容を慎重に評価及び検討してまいりました。しかし、本書提出日現在、当行取締役会において、取締役全員の一致により、以下の理由から、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議しました。なお、当該取締役会には、当行の全ての監査役である監査役3名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

(ア) 本公開買付けは、当行に対して、事前の連絡もないまま一方的に開始されたものであり、本公開買付けについて評価及び検討する上で重要であると考えられる多くの事項の詳細が明確ではないこと

本公開買付けは、当行に対して、事前に何らの通知や連絡もなく、また、事前協議の機会もないまま、一方的に開始されたものです。SBIHDが当行の議決権の約20%弱を取得した2021年3月下旬以降、当行は、SBIHDから大株主としての意見を伺うべく、SBIHDに対して複数回にわたり会談等を申し入れて来ましたが、しかし、SBIHDからは、特に伝えることは無いとの回答があったのみで、会談等の申し入れは応諾されず、SBIHDと当行経営陣との間で当行の経営のあり方等をめぐる協議は全くなされておらず、SBIHDから本公開買付けに関するご相談もいただけませんでした。

このような中、公開買付者による本公開買付けの突然の公表を受け、当行は、本公開買付けに対する当行の意見を表明することに向けて、直ちに、公開買付者が2021年9月10日に提出した公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）の内容その他の関連情報を精査の上、本公開買付けの内容の評価及び検討を慎重に進めてまいりました。

しかしながら、当行は、当行の株主の皆様へ、本公開買付けに応募するか否かを適切にご判断していただく前提となる意見を形成及び表明するためには、本公開買付届出書に記載された内容を含め、現時点までに入手することができた情報のみでは不十分であると考えております。また、本公開買付届出書では、SBIHDと当行との間の業務提携に関する協議・接触に関する事項が複数の箇所に記載をされていますが、当行の認識と大きく異なる箇所もあり（詳細は2021年9月16日付で公表しました「SBI地銀ホールディングス株式会社による公開買付けにかかる意見表明に向けた当行の検討状況について」の別紙「SBI地銀ホールディングスによる当行株式の公開買付けまでの経緯に関する当行の認識」をご参照ください。）、これらの点についてSBIHDらにその内容を確認する必要があるとも考えています。

したがって、当行としては、本公開買付けが当行の企業価値の向上及び株主の皆様の共同の利益を確保するために資するものであるかについては、公開買付者から詳細な情報を得た上で、慎重に分析及び検討を行う必要があると考えています。

(イ) 本公開買付けにより、SBIHDらは実質的に当行の経営を支配することが可能であると考えられるところ、少数株主の利益の観点から慎重に本公開買付けを評価及び検討する必要があること

本公開買付けにおいては、株式の買付予定数に上限が設けられており、応募株式数の合計が買付予定株式数の上限を超える場合には、超過した当行株式の買付けは行われません。そして、当該上限は当行の総株主の議決権の過半数に満たない数に設定されています。当行の現状の株主構成及び過去における概ね9割前後の議決権行使比率に鑑みますと、SBIHDらは当行の総株主の議決権のうち過半数を取得しなくとも、実質的に当行の経営を支配することが可能であると考えられます。加えて、SBIHDは、銀行持株会社としての認可を取得するには不適切な子会社（すなわち、銀行持株会社の子会社としては行うことが出来ない業務を行っている子会社、例えば、SBIHDのバイオ・ヘルスケア&メディカルインフォマティクス事業に属する会社や不動産仲介業務を行う会社が含まれます。）を保有しており、その提案において、銀行持株会社となることもなく、また、発行済株式の全部を取得することなく、あえて当行の議決権の過半数を取得することなく、最大で48%の所

有割合（注）に相当する当行株式の取得を求めるものです。それはすなわち、当行の総株主の議決権の過半数を取得することなく投資額を節減し、実質的に当行の経営を支配しようとする提案にほかなりません。当行は、上記のとおりSBIHDらは当行の総株主の議決権の過半数を取得せずとも実質的な経営権を取得しうるのであるため、銀行持株会社としての認可を取得することなく、いわば低額な投資により、残置された株主の犠牲のもとに、実質的な経営権を取得することも可能な状態にあると考えています。このような手法により当行の実質的な経営権が取得される事態は、当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から重大な問題をはらむものであり、残置された株主の投資は実質的にSBIHDの支配に服し、同社の利益に供されるおそれがあります。当行は、そのような認識の下、少数株主の利益の観点から慎重に本公開買付けを評価及び検討する必要があると考えています。

（注） 「所有割合」とは、当行が2021年9月3日に提出した「自己株券買付状況報告書（法第24条の6第1項に基づくもの）」に記載された2021年8月31日現在の当行の発行済株式総数（259,034,689株）から、当行が所有する同日現在の自己株式数（48,724,159株）を控除した株式数（210,310,530株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。）をいいます。以下、同じです。

（ウ）金融サービス業の中核たる銀行として、高い公共性を有し、広く経済・社会に貢献していくという重大な責任を負っている企業として、経営のあり方や当行を支配しうる大株主のあり方については慎重にこれを検討する必要があること

当行は、上場企業として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うと同時に、金融サービス業の中核たる銀行（預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け等の銀行業を行う会社）として、高い公共性を有し、広く経済・社会に貢献していくという重大な責任を負っている企業であります。当行はフルサービスの銀行業を営むものであり、当行の事業の公共性に鑑みても、当行経営のあり方や当行を支配しうる大株主のあり方については、予め当行と買取者との間で慎重かつ十分な検討と協議がなされるべきであるところ、このように一方的に開始された本公開買付けにより支配的な株主の異動が生ずることとなれば、当行経営の継続性が失われ当行経営に深刻な混乱が生じる可能性が高く、その結果として当行事業の公共性に悪影響が及び、広く経済・社会に貢献していくという当行の重大な責任を果たすことができなくなるおそれがあり、ひいては当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益が害されるおそれもあります。当行は、そのような認識の下、慎重に本公開買付けを評価及び検討する必要があると考えています。

公開買付者は、法第27条の10第11項及び令13条の2第2項に従い、当行が提出した意見表明報告書の写しの送付を受けた日から5営業日以内に、下記「7 公開買付者に対する質問」及び添付別紙に記載された質問に対して、法27条の10第11項に規定される対質問回答報告書を提出することが予定されております。当行の質問に対する対質問回答報告書が公開買付者から提出され次第、当行は、対質問回答報告書の内容その他の関連情報を併せて慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する当行の賛否の意見を最終決定の上、表明する予定です。

株主の皆様におかれましては、当行から開示される情報に十分にご留意いただき、慎重に行動していただきますよう、お願い申し上げます。

### （3）上場廃止となる見込み及びその事由

当行株式は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場されております。

本公開買付届出書によれば、本公開買付けは、当行株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け成立後も引き続き当行株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限（58,211,300株）を設定しているとのことであり、本公開買付け成立後にSBIHDらが所有することとなる当行株式の数は、最大で100,949,100株（所有割合：48.00%）にとどまる予定とのことです。したがって、本公開買付け成立後も、当行株式は、引き続き東京証券取引所市場第一部における上場が維持される予定とのことです（以上、本公開買付届出書11頁）。

### （4）本公開買付け成立後の公開買付者による当行の株券等の追加取得の予定

本公開買付届出書によれば、SBIHDらは、本公開買付けにより、（ ）当行をSBIHDの連結子会社とすること、及び（ ）当行の役員の全部又は一部を変更し、最適な役員体制を実現することを可能にするための議決権を確保することを企図しているとのことであり、本公開買付けによって、公開買付者が、上記（ ）及び（ ）の目的を達成するために必要な当行株式を取得できた場合には、SBIHDらは、2021年9月10日現在、本公開買付け成立後に当行の株券等を追加で取得することは予定していないとのことです。

一方、本公開買付けによって、公開買付者が、上記（ ）及び（ ）の目的を達成するために必要な当行株式を取得できなかった場合には、SBIHDらは、上記（ ）及び（ ）の目的達成に向けて必要な範囲で、市場内取引所その他の方法により当行株式を追加で取得することを予定しているとのことですが、その手法、条件、実施時期及び適否につ

いて本公開買付け成立後の市場株価の動向、当行や当行の他の株主その他の関係者との協議状況、SBIHDらにおける資金調達の可否等を踏まえて決定した上で、取得する方針とのことです（以上、本公開買付届出書11頁）。

(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

本公開買付けは当行株式の上場廃止を企図したのではなく、またMBOや支配株主による公開買付けでもありません。また、公開買付者の完全親会社であるSBIHDは当行の主要株主であり、かつ筆頭株主ではありますが、本公開買付けは当行に対して、事前の連絡もないまま一方的に開始されたものであることから、特に本公開買付けに関する意見表明の公正性を担保する必要があると判断される事情は本件ではないものと思料されます。

但し、当行は、本プラン（下記「6 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針」に定義されます。）の運用面に関して、独立社外役員が協議にあたり助言を得ることができるよう、当行取締役会から独立した独自の外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）を起用するものとし、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当行が負担することとしております。これにより、本プランの運用に際して、独立社外役員が外部専門家からの独立した専門的助言等を受けることができる体制を構築しています。

(6) 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役職名	所有株式数（株）	議決権の数（個）
工藤 英之	代表取締役社長 最高経営責任者 チーフオフィサー グループ企画財務	40,829	408
平沢 晃	取締役 管掌グループ組織戦略、 グループ人事、 グループ総務、 グループIT、 チーフオフィサー グループ 法務・コンプライアンス、 専務執行役員業務管理担当	15,821	158
アーネスト M.比嘉	取締役	9,504	95
横原 純	取締役	24,071	240
村山 利栄	取締役	4,071	40
佐々木 裕子	取締役	1,960	19
富村 隆一	取締役	4,071	40
永田 信哉	常勤監査役	3,154	31
赤松 育子	監査役	-	-
金野 志保	監査役	-	-
計	10名	103,481	1,031

（注1） 役職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

（注2） 取締役アーネスト M.比嘉、横原純、村山利栄、佐々木裕子及び富村隆一は、社外取締役であります。

（注3） 取締役平沢晃の戸籍上の氏名は平澤晃であり、取締役村山利栄の戸籍上の氏名は志賀利恵であります。

（注4） 監査役赤松育子及び金野志保は、社外監査役であります。

## 5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

## 6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

本書提出日付で公表しました「SBI地銀ホールディングス株式会社からの当行株式を対象とする公開買付けの開始を受けた、株主意思確認を必須前提とする買収防衛策の導入に関するお知らせ」（以下「本買収防衛プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、当行は、本公開買付けの公表を受け、本書提出日開催の当行取締役会において、当行の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させることを目的として、「当行の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号。以下「本基本方針」といいます。）を決定し、さらに、本基本方針に照らして不適切な者によって当行の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口(2)）として、買収防衛策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。

### (1) 本プランの導入の判断に至った経緯及び理由

本公開買付けにおいては、株式の買付予定数に上限が設けられており、応募株式数の合計が買付予定株式数の上限を超える場合には、超過した当行株式の買付けは行われません。上記「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載のとおり、当行は、本公開買付けは、当行の総株主の議決権の過半数を取得することなく投資額を節減し、実質的に当行の経営を支配しようとする提案にほかならないと考えています。

このような手法により当行の実質的な経営権が取得される事態は、当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から重大な問題をはらむものであり、残置された株主の投資は実質的にSBIHDの支配に服し、同社の利益に供されるおそれがあります。さらに、当行は、上場企業として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うと同時に、金融サービス業の中核たる銀行（預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け等の銀行業を行う会社）として、高い公共性を有し、広く経済・社会に貢献していくという重大な責任を負っている企業であります。SBIHDが当行の議決権の約20%弱を取得した2021年3月下旬以降、当行は、SBIHDから大株主としての意見を伺うべく複数回にわたり会談等を申し入れて来ましたが、しかし、SBIHDからは、特に伝えることは無いとの回答があったのみで、会談等の申し入れは応諾されず、SBIHDと当行経営陣との間で当行の経営のあり方等をめぐる協議は全くなされておりました。そうした状況の中、本公開買付けは当行へ何らの予告も説明も協議も無く突然開始されたものであります。当行はフルサービスの銀行業を営むものであり、当行の事業の公共性に鑑みても、当行経営のあり方や当行を支配しうる大株主のあり方については、予め当行と買収者との間で慎重かつ十分な検討と協議がなされるべきであるところ、このように一方的に開始された本公開買付けにより支配的な株主の異動が生ずることとなれば、当行経営の継続性が失われ当行経営に深刻な混乱が生じる可能性が高く、その結果として当行事業の公共性に悪影響が及び、広く経済・社会に貢献していくという当行の重大な責任を果たすことができなくなるおそれがあり、ひいては当行の企業価値ないし株主の皆様との共同の利益が害されるおそれもあります。

かかる認識の下、SBIHDらによる本公開買付けの公表を受け、当行取締役会は、当行の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる事態が生じないよう、本公開買付けを含む大量買付行為（本買収防衛プレスリリースにて定義されます。）が当行の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかにについて、株主の皆様が適切なご判断を下すための情報と熟慮のための時間を確保するため、かかる大量買付行為は、当行取締役会の定める一定の手續に基づいてなされる必要があるとの結論に至りました。

その結果、当行取締役会は、本書提出日開催の当行取締役会において、当行の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させることを目的として、本基本方針を決定すること及び本プランを導入することを決議いたしました。

### (2) 株主意思確認総会の開催確保のための措置及び今後の手続等

本プラン上、仮に、当行取締役会が本公開買付けに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考えられる場合には、株主総会を開催することを取締役会評価期間（下記にて定義されます。）内に決定し、当該決定後速やかに株主総会を開催することになっております（以下「株主意思確認総会」といいます。）。株主意思確認総会においては、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、本公開買付けがなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。株主意思確認総会において、株主の皆様が、当行取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案が普通決議をもって承認され、かつ、本公開買付けが中止又は撤回されない場合には、当行取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、対抗措置（(a)差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権（以下「甲種新株予約権」といいます。）の無償株主割当て、及び(b)それに続いて、当行株式を対価として非適格者（本買収防衛プレスリリースにて定義されます。）以外の保有者から当該新株予約権を強制取得することにより、大量買付者の保有する当行の議決権を希釈化すること）を発動します。これに対し、株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当行取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。

そして、株主意思確認総会の開催の確実を期すため、当行は、SBIHDらに対して、本書提出日付けの書簡において、2021年9月30日の正午を期限として、公開買付期間の終了日を2021年12月8日（水曜日）（法令上認められる最長の公開買付期間である60営業日にあたる日）まで延長することを内容とする公開買付届出書の訂正届出書を提出することを要請いたしました。

当行の今後の対応は、SBIHDらが当行の要請に対して、どのように対応するかによって、大要、以下の2つの可能性があります。

（ア）公開買付者が2021年9月30日の正午までに、公開買付期間の終了日を2021年12月8日（水曜日）まで延長した場合

当行取締役会は、公開買付者から提出された情報に基づき、本公開買付けがなされることに賛同するか反対するか、また、反対する場合に対抗措置を発動すべきかを評価検討いたします。当行取締役会は、本公開買付けの是非について株主の皆様にご判断いただくため、及び当行取締役会において評価・検討等を行うため、公開買付者に対し、必要に応じ情報の提供を請求することができるものとします。

当行取締役会は、本書提出日以降、必要に応じて当行から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、公開買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、本公開買付けに関する当行取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公開買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。この過程において、当行独立社外役員は取締役会の場とは別に独立社外役員のみによる協議を行うことを妨げられず、また、独立社外役員のための外部専門家の助言を得ることもできます。

また、必要に応じて、当行取締役会は公開買付者との間で本公開買付けに関する条件・方法について交渉し、さらに、当行取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当行取締役会による上記の評価・検討については、本書提出日以降可及的速やかに実施しますが、評価・検討のため必要な資料の準備等に要する時間も考慮し、十分な検討ができるよう、30日程度の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を見込んでおります。なお、当行取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動に関する決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当行取締役会は、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（当初の取締役会評価期間の満了日の翌日から起算します。）延長することができるものとします（なお、当該延長は1度に限るものとします。）。当行取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

本公開買付けによる当行株式の買付けは、取締役会評価期間の経過後（但し、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び同総会の終結後）にのみ開始されるべきものとします。

（イ）公開買付者が2021年9月30日の正午までに、公開買付期間の終了日を2021年12月8日（水曜日）まで延長しなかった場合

この場合、SBIHDらが、株主意思確認総会を開催する以前において公開買付けによる買付けを実行しようとする可能性があるため、当行取締役会は、当行株式1株につき1個の割合でなされる甲種新株予約権の無償割当て（以下「本暫定措置」といいます。）のみを先行して暫定的に実施した上で、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思を確認するものとします。

当行は、株主意思確認総会を開催することとなった場合及び本暫定措置を実施することとなった場合に備え、株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主及び本暫定措置に基づく甲種新株予約権の無償割当てを受ける株主を確定するため、2021年10月13日（水曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主及び本暫定措置に基づく甲種新株予約権の無償割当てを受ける株主といたします。株主意思確認総会における開催日時及び開催場所、付議議案の詳細につきましては、今後開催する取締役会において決定次第、お知らせいたします（詳細は、本書提出日付で公表しました「臨時株主総会招集及び新株予約権無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください。）。

## 7【公開買付者に対する質問】

添付別紙をご参照ください。

## 8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

但し、上記「6 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針」に記載のとおり、当行はSBIHDらに対して、本書提出日付けの書簡において、株主意思確認総会の開催の确实を期すため、2021年9月30日の正午を期限として、公開買付期間の終了日を2021年12月8日（水曜日）まで延長することを内容とする公開買付届出書の訂正届出書を提出することを要請いたしました。公開買付者が、この要請に応じた場合、本公開買付けの公開買付期間は60営業日となります。なお、公開買付者が当行からの要請に対して2021年9月30日の正午までに応じない場合、当行は、甲種新株予約権の無償株主割当てを実施することとなります。詳細は、上記「6 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針」の「(2) 株主意思確認総会の開催確保のための措置及び今後の手続等」の「(イ) 公開買付者が2021年9月30日の正午までに、公開買付期間の終了日を2021年12月8日（水曜日）まで延長しなかった場合」をご参照ください。

以 上